



2 丁

法務省

平成一一	年	大阪地方検察庁検事に配置換する
四	月	
一	日	

事 項  
法務省 鈴木眞理子  
名

一四	四	一	神戸地方検察庁検事に配置換する
			神戸地方検察庁伊丹支部勤務を命ずる
			神戸地方検察庁伊丹支部長を命ずる
			伊丹区検察庁検事に併任する
			伊丹区検察庁上席検察官を命ずる
			伊丹区検察庁検事に併任する
			京都地方検察庁検事に配置換する
			伊丹区検察庁検事の併任を解除する
			大阪高等検察庁検事に配置換する
一七	三	一	
リ	四	一	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣
			に関する法律第一一条第一項の規定により京都産業大学大学院法務研究科法務専攻を置く京都産業大学（京都市）、大阪大学大学院高等司法研究科を置く大阪大学（大阪府豊中市）及び近畿大学大学院法務研究科法務専攻を置く近畿大学（大阪府東大阪市）に派遣する

3 丁		法務省				年	月	日	事項	名
年	月	日	事項	名						
平成一九	四	一	派遣の期間は平成一七年四月一日から同一九年三月三一日までとする 近畿大学への派遣の期間が満了した（平成一九年三月三一日）	法務省	鈴木眞理子					
二〇	四	一	京都産業大学及び大阪大学への派遣の期間を平成二〇年三月三一日まで延長する	法務省	鈴木眞理子					
二〇	四	一	職務に復帰した（平成二〇年四月一日）	法務省	鈴木眞理子					
二三	四	一	京都地方検察庁検事に配置換する	法務省	鈴木眞理子					
二四	八	七	京都地方検察庁検事に配置換する	法務省	鈴木眞理子					
二五	七	五	京都地方検察庁公判部長を命ずる	法務省	鈴木眞理子					
二六	一一	一〇	東京高等検察庁検事に配置換する	法務省	鈴木眞理子					
二八	六	一七	東京地方検察庁検事に併任する	法務省	鈴木眞理子					
			神戸地方検察庁検事に配置換する	法務省	鈴木眞理子					
			東京地方検察庁公判部長を命ずる	法務省	鈴木眞理子					
			大阪地方検察庁検事の併任を解除する	法務省	鈴木眞理子					
			大阪地方検察庁総務部長を命ずる	法務省	鈴木眞理子					
			大阪区検察庁検事に併任する	法務省	鈴木眞理子					

法務省		年	月	日	事項	法務省
平成二十九	四	一〇			大阪区検察庁上席検察官を命ずる	
					大阪地方検察庁公判部長を命ずる	
					大阪地方検察庁総務部長を免ずる	
三〇	七	一九			大阪区検察庁検事の併任を解除する	
					京都地方検察庁検事に配置換する	
令和元	九				京都地方検察庁次席検事を命ずる	
					京都区検察庁検事に併任する	
					京都区検察庁上席検察官を命ずる	
令和元	一一				秋田地方検察庁検事正に配置換する	
					仙台高等検察庁検事に併任する	
					仙台高等検察庁秋田支部勤務を命ずる	
					仙台高等検察庁秋田支部長を命ずる	
					仙台高等検察庁秋田支部長を命ずる	
					京都区検察庁検事の併任を解除する	
					札幌高等検察庁検事に配置換する	
	二	六	一		札幌高等検察庁次席検事を命ずる	
					法務総合研究所札幌支所長に併任する	
					仙台高等検察庁検事の併任を解除する	

5 丁

## 法務省

年

月

日

事

項

鈴木眞理子

法務省  
庁名令和  
四

六

二四

札幌地方検察庁検事正に配置換する

法務総合研究所札幌支所長の併任を解除する

五  
七

一四

最高検察庁検事に配置換する

最高検察庁公判部長を命ずる

〃